

昭和59年度プロジェクト基盤整備事業等 事業実績報告書

プロジェクト基盤整備事業
プロジェクト基盤整備事業巡回指導調査
応急対策事業

昭和61年5月

国際協力事業団

昭和59年度プロジェクト基盤整備事業等 事業実績報告書

プロジェクト基盤整備事業
プロジェクト基盤整備事業巡回指導調査
応急対策事業

JICA LIBRARY



1033165[0]

昭和61年5月

国際協力事業団

国際協力事業団		
受入 月日	'87. 5. 25	000
登録 No.	16472	80.7 ADD

は　じ　め　に

プロジェクト基盤整備事業は、農林業協力事業におけるローカルコスト支援措置として昭和52年度にモデルインフラ整備事業、昭和54年度にパイロットインフラ整備事業が制度化され、現地におけるプロジェクト専門家の活動を支援することにより、円滑な技術移転を図るため、鋭意その事業の推進が図られている。

昭和59年度には、昭和60年度への翌債繰越工事を含めて、モデルインフラ整備事業8件、パイロットインフラ整備事業2件が実施された。また併せてこれら事業の実施中の問題点等を解決するため、昭和60年2月2日から昭和60年2月11日まで立花貴氏（農林水産省構造改善局建設部水利課農業土木専門官）を団長とする中南米パイロットインフラ整備事業巡回指導調査団をパラグアイ国へ、昭和60年3月5日から昭和60年3月21日まで宇和川正人氏（駒沢大学文学部自然科学教室教授）を団長とするアジア中近東モデルインフラ整備事業巡回指導調査団をタイ国及びエジプト国へ派遣して、本事業の円滑な実施が図られるよう、調査指導をおこなった。

本報告書は、それらの事業実績、調査団の調査内容及び別途ローカルコスト支援措置として実施されている応急対策事業の事業実績を取りまとめたものであり、今後のこれら事業を実施する上での運営上、及び技術上の執務参考資料として役立つことを願うものである。

おわりに、事業の実施に当って各種手続の任にあたられた関係日本大使館、日本人派遣専門家のご苦勞に対し、謝意を表するとともに、調査の任にあたられた団長、団員各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

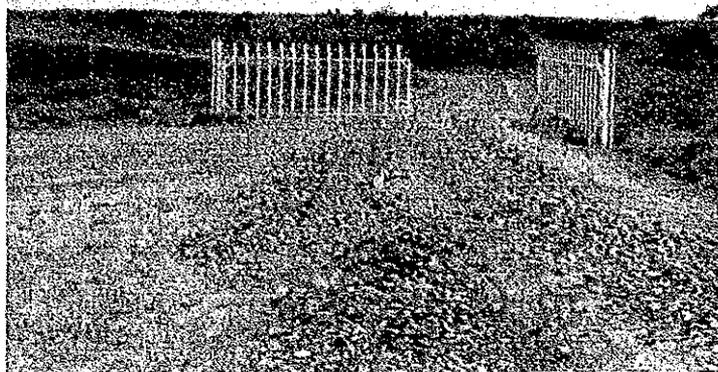
農業開発協力部長

田　内　堯

林業水産開発協力部長

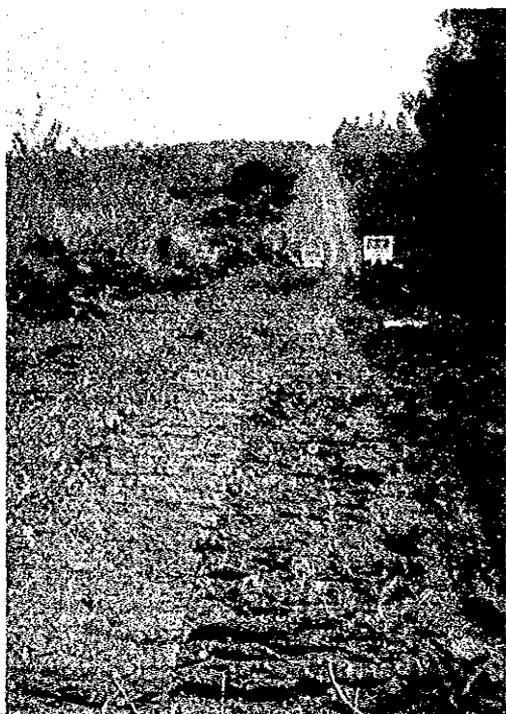
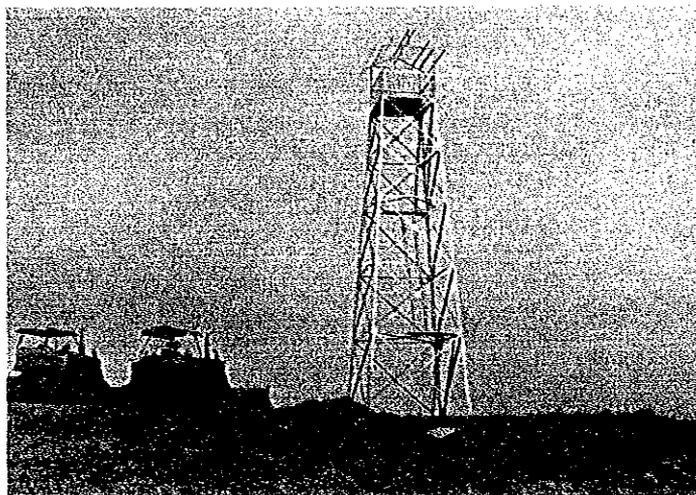
鈴　木　進

インドネシア南スマトラ森林造成・計画山火事防火システムモデルインフラ整備事業



幹線林道及び
林道ゲート

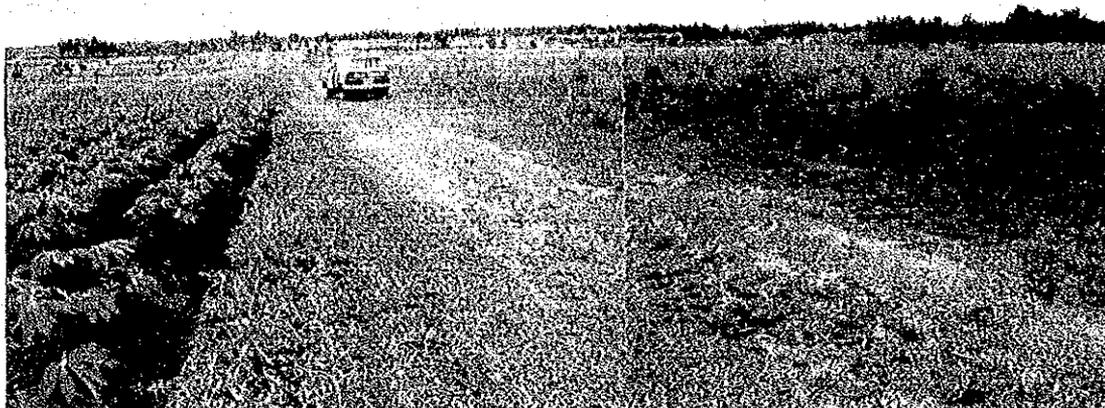
望 楼



防 火 帯

フィリピンボホール農業開発計画ウバイ試験圃場整備

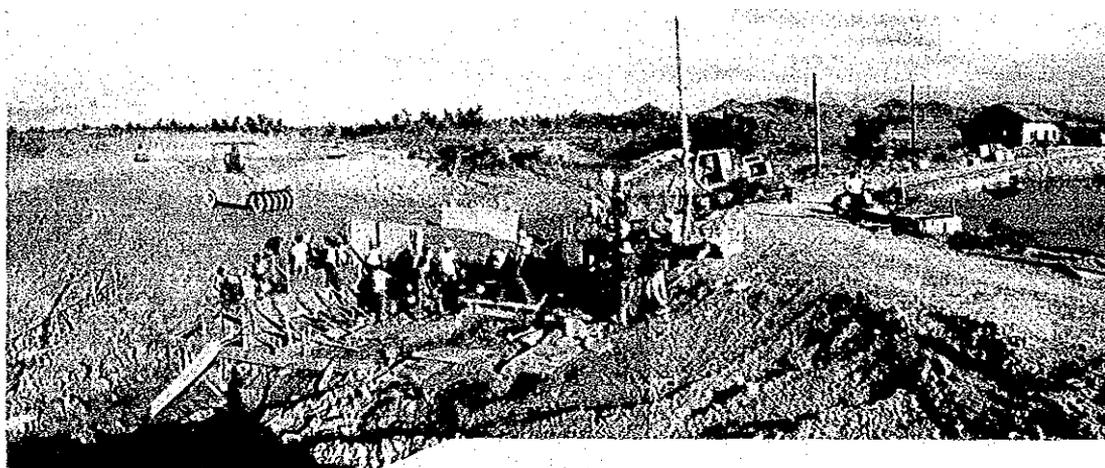
モデルインフラ整備事業



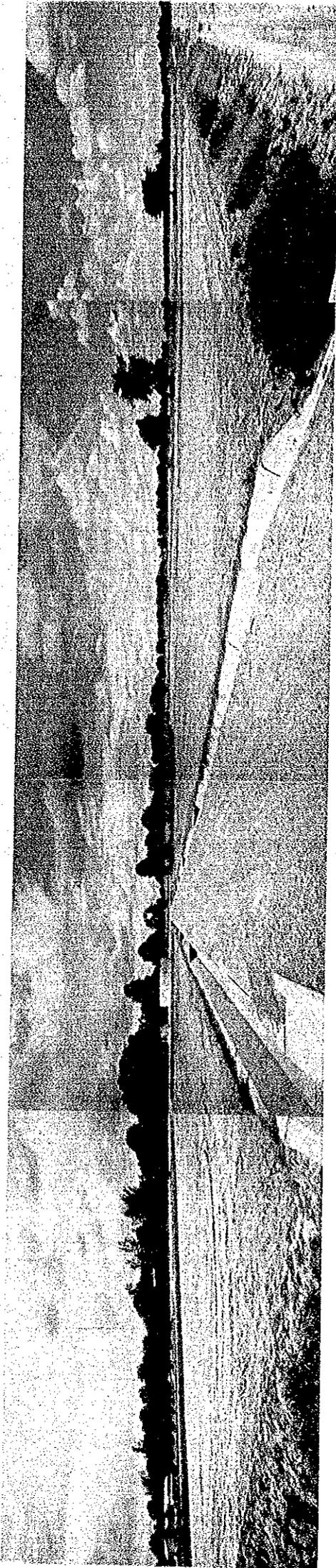
造成地南西端より（工事前）



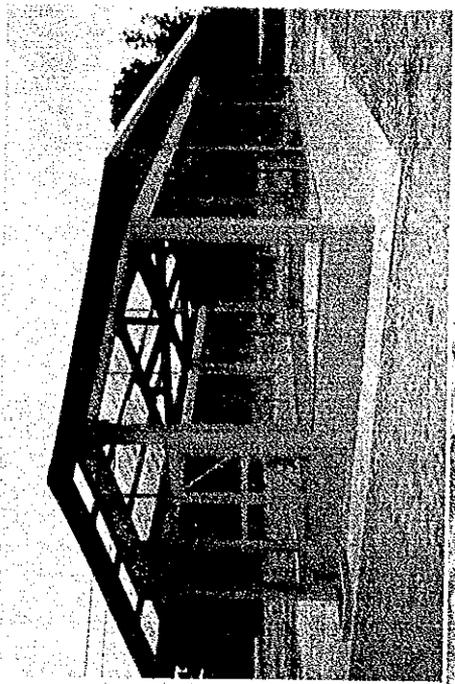
ファームポンド及び田畑輪換試験地



堤体盛土工と余水吐工



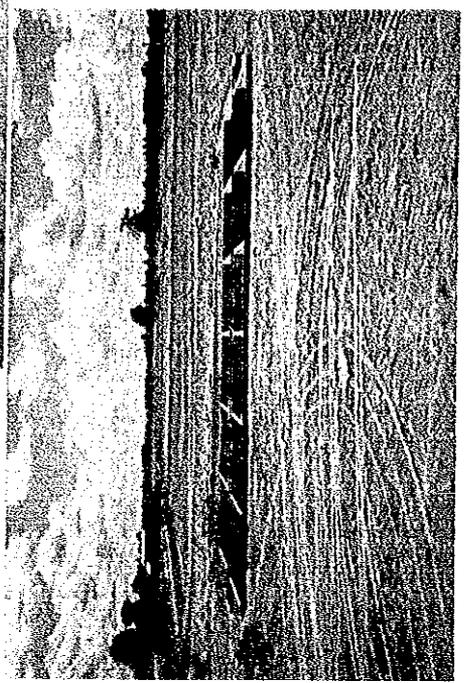
圃場付帯施設全景



ネットハウス

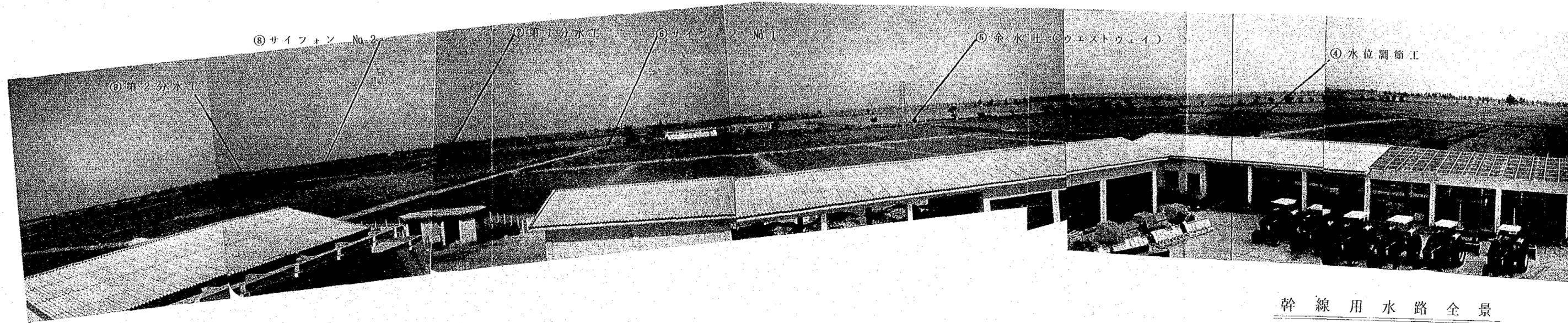


ラインメーター



土壌試験枠

エジプト米作機械化計画，除塩用排水施設整備第1期工事モデルインフラ整備事業

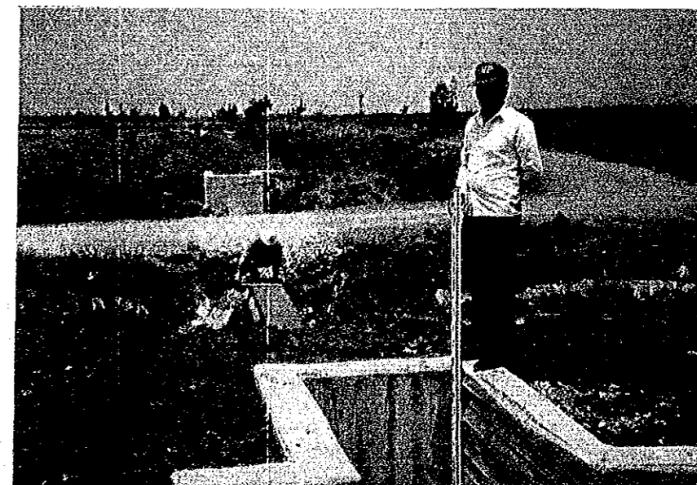


幹線用水路全景
(RMC給水塔からの眺め)

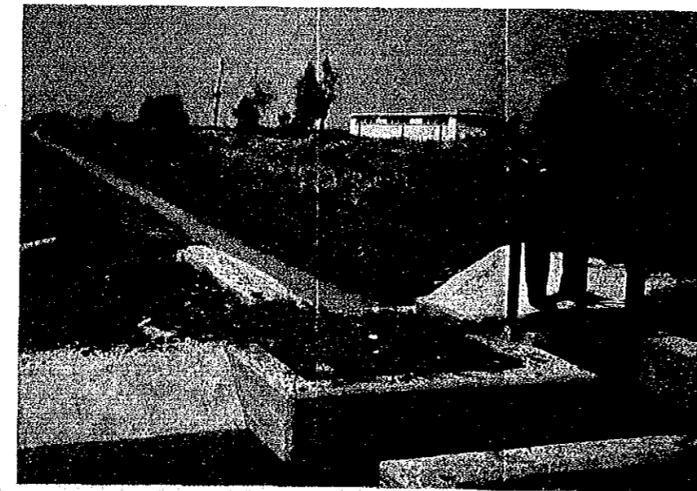
⑦ 第1分水工



⑥ サイフォン No.1

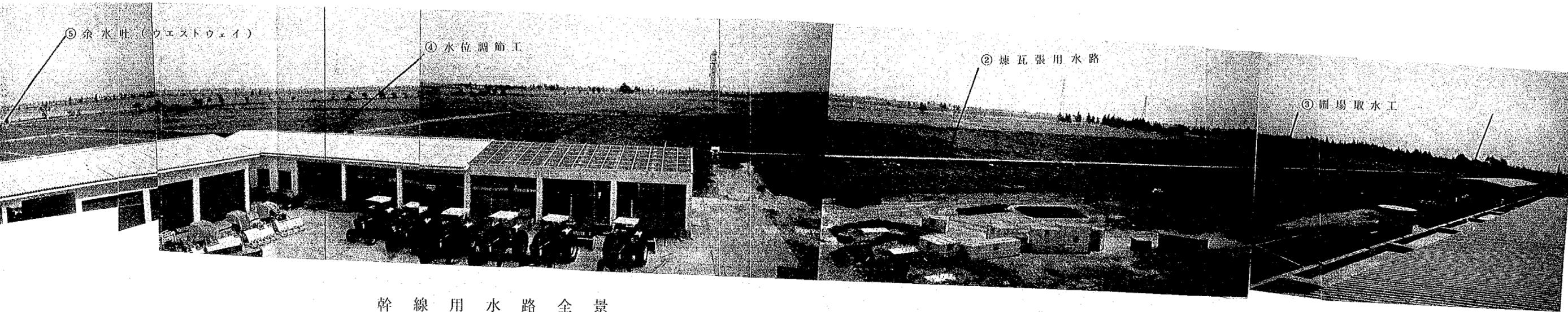


⑤ 余水吐 (ウエストウェイ)



④ 水位調節工 (チェック)





⑤ 余水吐 (ウエストウェイ)

④ 水位調節工

② 煉瓦張用水路

③ 圃場取水工

幹線用水路全景

(RMC給水塔からの眺め)

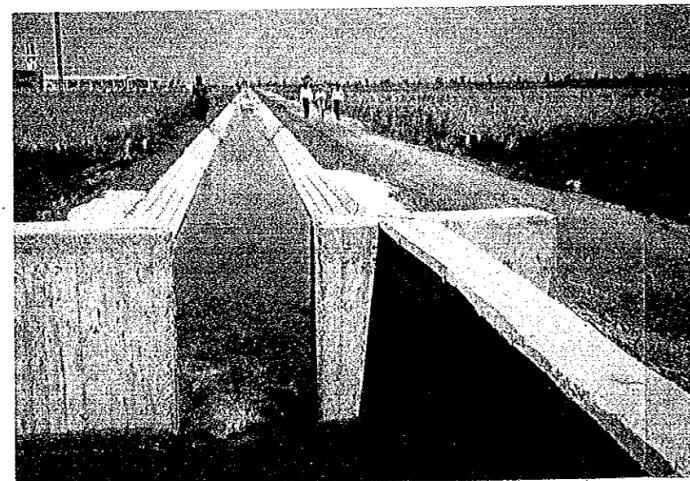
余水吐 (ウエストウェイ)



④ 水位調節工 (チェック)



② 煉瓦張用水路



① 揚水機場





代開作業



排根線



完成後の圃場

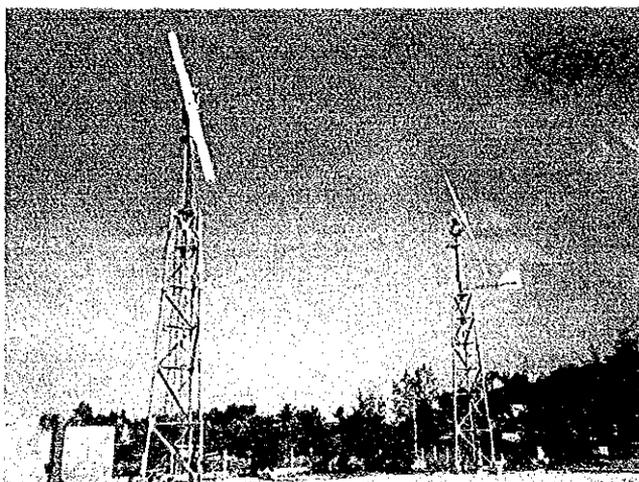


圃場管理施設

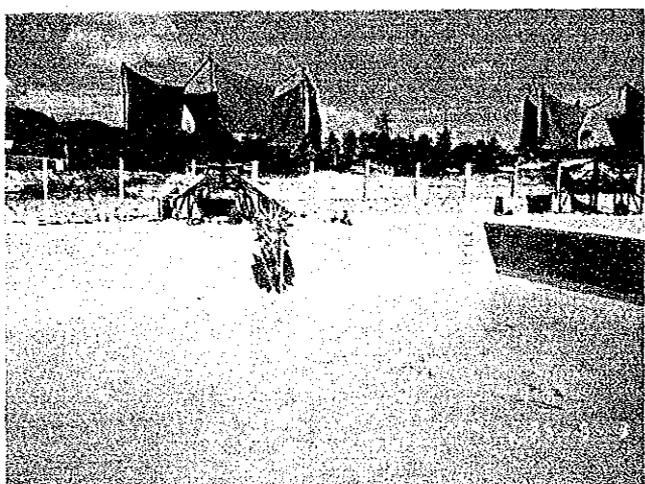
タイ沿岸養殖計画養魚池造成パイロットインフラ整備事業



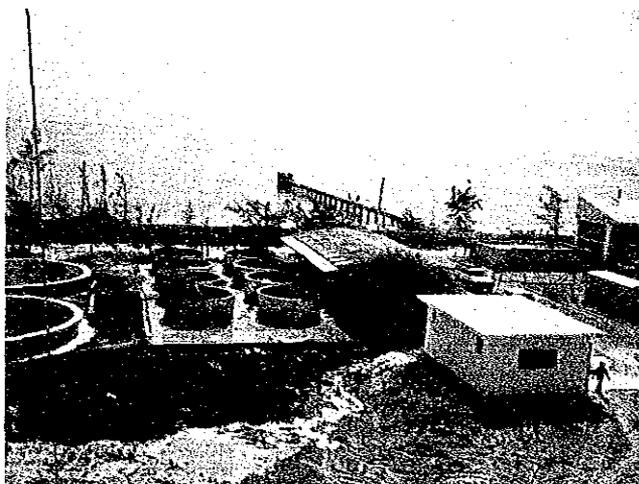
風車及び造成施設全景



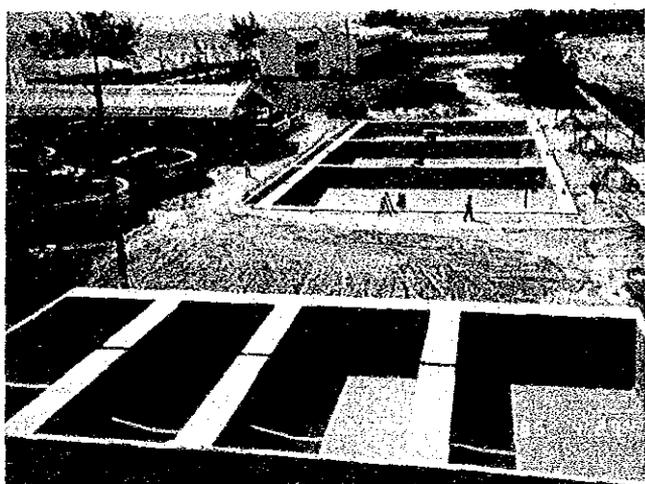
発電用風車



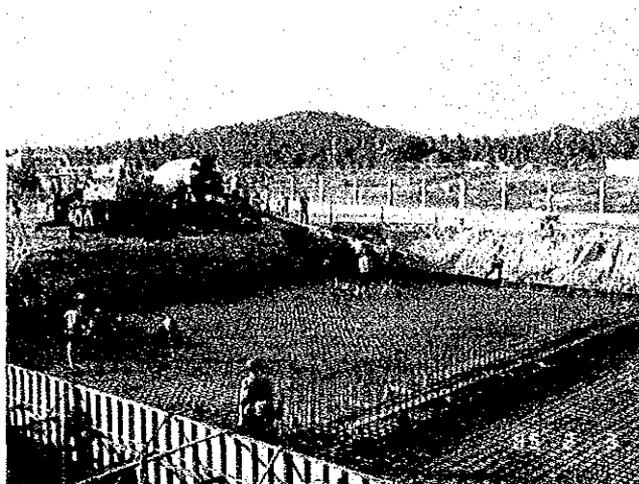
養魚池攪拌用風車



ワークショップ及び海水取水用ジェッティ



養魚池（工事中）



養魚池（コンクリート打設）

目 次

第Ⅰ章 プロジェクト基盤整備事業	1
1. 事業の概要及び実施手続	1
2. 事業実施	3
3. 59年度各事業の実績概要	20
(1) インドネシア南スマトラ森林造成計画 山火事防止システム工事 モデルインフラ整備事業	22
(2) フィリピンボホール農業開発計画 ウバイ試験圃場整備工事 モデルインフラ整備事業	34
(3) フィリピンパンタバンガン林業開発計画 集中管理苗畑造成 モデルインフラ整備事業	42
(4) タイ東北タイ農業開発計画 試験圃場整備工事モデルインフラ整備事業	50
(5) エジプト米作機械化計画 モデル除塩用排水施設整備第Ⅰ期 モデルインフラ整備事業	58
(6) ブラグアイ家畜繁殖改善計画 バレリート種畜牧場整備工事 モデルインフラ整備事業	66
(7) ブラグアイ林業開発計画 (CEDEF) 見本林設置・製材施設整備工事 モデルインフラ整備事業	72
(8) フィジー水産養殖計画 養魚地整備工事モデルインフラ整備事業	80
(9) タイ沿岸養殖計画 養魚地造成工事パイロットインフラ整備事業	86
(10) ブラグアイ農業開発計画 (CEMA) 訓練実習圃場造成工事 パイロットインフラ整備事業	94
4. プロジェクト基盤整備事業実績一覧表 (昭和59年度～昭和52年度)	101
第Ⅱ章 プロジェクト基盤整備事業巡回指導調査報告	114
1. 中南米地域パイロットインフラ整備事業巡回指導調査	114
(1) 調査概要	114
(2) 調査結果総括	116
(3) 個別調査結果	118
(4) その他調査事項	123
2. アジア中近東地域モデルインフラ整備事業巡回指導調査	126
(1) 調査概要	126

(2) 調査結果総括	128
(3) 個別調査結果	133
(4) 技術者連絡会議での打合せ事項	145
第Ⅱ章 応急対策事業	146
1. 応急対策事業の概要及び実施手続	146
2. 応急対策事業の取扱いについて（通達）	148
3. 応急対策費の申請様式	150
4. 応急対策事業（農林業協力費，産業開発協力費）一覧表 （昭和59年度～昭和49年度）	151

第1章 プロジェクト基盤整備事業

1. 事業の概要及び実施手続

プロジェクト基盤整備事業は、国際協力事業団（JICA）が行う農林水産業協力及び農林水産業関係の産業開発協力に係るプロジェクトを円滑に実施するため、ほ場、かんがい排水施設、農道、試験林、林道、養魚池、防災施設等及び必要な付帯施設等、プロジェクトに必要なインフラストラクチャーの整備を国際協力事業団が、相手国の負担を一部肩代りして実施するものである。

本事業は、本来、相手国政府がプロジェクト実施のため手当すべき資金の一部を国際協力事業団が代って負担するローカルコスト負担事業の一つであり、その目的及び対象、範囲等によって次に示されるようなモデルインフラ整備事業、パイロットインフラ整備事業の2種類がある。

(1) モデルインフラ整備事業

農林業協力プロジェクトは、開発途上国の協力要請に基づき、従来東南アジア地域を中心として開発途上地域において数多く実施されてきたところであるが、近年、途上国の要請内容も大規模な農林業基盤整備あるいは地域開発分野にまで及び、これに伴って相手国が負担すべきローカルコストが次第に増大する結果となった。これに対し事業団では相手国の財政事情等を勘案し、ローカルコストの負担軽減を図るべく、派遣専門家の現地活動に要する経費（現地業務費及び現地研究費等）、プロジェクト運営に必要となるほ場及びかんがい排水施設等の応急復旧等に要する経費（応急対策費）及び相手国カウンターパートの現地活動に要する経費（貧国対策費）等の支給を行っているものの、本来、技術協力とは相手国の自助努力を支援するところにその目的を置くものである以上、プロジェクト運営に伴う経費は基本的には相手国にて負担させるべきことを前提としている。

したがって、前述のような方法により相手国のローカルコストの一部肩替り負担を行うことによって、相手国側の負担をある程度軽減することに役立っていることは確かであるが、最近の農林業プロジェクトに見られるように、プロジェクト発足に当り、通常相手国が準備すべき土地、建物のほかにほ場整備（開墾、水路農道等の建設、区画整理、均平等）、かんがい排水施設、試験林等及びこれに附帯して必要な道路、防災施設等のインフラ・ストラクチャーの整備（以下「インフラ整備」という。）が必要となる場合が多く、このため相手国の負担が巨額にのぼり、前述の現地業務費等の支給程度では事実上、相手国のローカルコストの軽減に十分効果を発揮しているとはいえない状況になりつつあり、ひいてはプロジェクトの円滑な運営に重大な支障を生じる恐れすらある。

例えば、協力効果の早期発現を図るため、プロジェクト運営に必要不可欠となるインフ

ラ整備をプロジェクト発足の初期段階に措置すべき必要があるにも拘わらず、相手国自身の財政のひっ迫による初期資金の欠乏が原因して協力活動の拠点ともなるべき試験、訓練あるいは展示ほ場等のインフラ整備が当初計画より大幅に遅延していることが散見される。これが結果として派遣専門家の活動の場の提供を遅らせ、プロジェクトの円滑な運営を阻害する要因の一つとなっていることも否定できない。

また、これとは逆に、相手国がわが国の技術協力を受入れるがため、独自で協力活動の拠点（換言すれば「技術移転の場」といえる。）の整備を行った場合、往々にして、その「技術移転の場」の整備それ自体が、技術的に不完全であるがために、本来それが有すべき十分な機能を備えることなく、逆に技術協力の効果的な実施の障害となる場合すら起りうる。

かかる状況に鑑み、技術協力の実施の初期段階においてインフラ整備を不可欠とするプロジェクトについては、派遣専門家がカウンターパートを直接指導する場として、プロジェクト運営の核ともなるべき試験あるいは訓練ほ場、試験、演習林等の基礎的施設を、派遣専門家の技術指導を通して、わが国の技術協力の一環として整備することにより、農林業プロジェクトの早期実施を促進して、併せてその施設の協力地区内外への展示効果とともに協力の効率化を図るため、相手国の財政事情のいかんによっては、これらインフラ整備に必要となる経費の負担をわが国が肩替りすることができるよう昭和52年から「モデルインフラ整備費」が措置されるに至った。これにより、今日までプロジェクト運営の一つの隘路ともなっていた、必要不可欠であるインフラ整備が、例え部分的にしる、わが国主導型により実施できる制度が確立されることになった。

(2) パイロットインフラ整備事業

農林業協力プロジェクトにおいては、従来のセンター方式的協力に見られるように拠点重点主義の協力方式では、技術移転されるべき改良農業技術等が相手国政府の中枢機関（政府関係機関）に集積されたまま、農民等末端にまで円滑に伝達されにくい状況に鑑み、農民レベルの改良農業技術の移転の効果的手段として改良技術の現地適用、導入、演示並びに実践を目的としたパイロット・ファーム等を改良技術の普及対象域内に造成・整備するプログラムを取り入れた協力方式が採られてきた。

この方式は、改良農業技術等の定着の場の条件整備として、ほ場等の基盤整備と生産組織及び普及組織等のサポーティング・システムとを一体的に完備することにより、協力効果の実効を高め、改良技術の定着化を図るとともに地域開発にも大いに貢献するものとして評価されている。

しかしながら、パイロット・ファーム等の基盤整備には、多額のローカル・コストを必要とする面もあり、開発途上国の属性として財政事情が好ましい状態にない場合が多く、

適切な協力計画が立案されても、相手国政府の予定措置等その実施面の制約条件によって、計画の進捗が大幅に遅延あるいは所期の目的が達成されにくい状況を惹起している。

かかる状況に鑑みて、農林業協力事業費においては、昭和52年度からプロジェクトの発足の初期段階において、必要となる改良農業技術等の開発及び技術者の育成を目的とした試験的なモデル圃場等の基礎的なインフラ施設に関し、特に相手国の財政上の理由等により早急に整備しえない場合には、わが国が相手国に代ってローカル・コストを肩替り負担することにより実施できるよう、モデルインフラ整備費の予算措置がなされるに至り、プロジェクト協力の円滑な実施を図る上で極めて大きな効果を発揮している。

ところが、このモデルインフラ整備事業の対象となる施設は、小規模かつ高整備のモデル的基盤整備に限られており、これが前述の農民等のレベルへの技術移転を目途とする外延的な普及拡大には直結しない。

すなわち、農民等のレベルへの改良農業技術等の普及拡大に寄するためには、少なくとも地域農業の生産組織及び普及組織を最小単位とし、かつ地域の実情に即し、外延的拡大が可能となる整備内容を目標とした地域的広がりを持つ一定規模のほ場等の基盤整備を行うとともにサポーター・システムの整備をも一体的に実施するパイロット的かつ総合的な生産基盤の整備を取り入れた協力方式が不可欠である。

したがって、かような協力計画の円滑が実施と協力効果の早期発現を図るため、相手国の財政事情のひっ迫をも勘案し、特に必要とする場合には、わが国のローカル・コストの肩替り負担により、これら基盤の整備を早期かつ効果的に実施することができるよう、昭和54年度から「パイロット・インフラ整備費」が措置されることとなった。

以上2つの整備事業を「プロジェクト基盤整備事業」と総称しており、これらの整備費の充実に伴ってプロジェクト運営に必要とされる基盤整備が円滑化されるに至っている。

2. 事業実施

(1) 経緯

① モデルインフラ整備事業

昭和52年度予算で新規に措置されたモデルインフラ整備費の支出に当り、当該整備事業の実施方法について関係海外事務所長及びプロジェクトリーダーの意見を参考に事業団関係部において、予算要求の趣旨を踏まえて、検討が行われるとともに外務省及び農林水産省との協議が重ねられ、昭和53年2月1日付国協達第1号により「モデルインフラ整備実施要綱」が制定された。

同要綱に基づく当該整備事業の実施に当っては、同要綱の運用方針及び海外における請負工事の契約締結、監督、検査等の要領、手続を規定化する必要があるが、事業団自

体これまで、海外においてこの種の工事を自らが施行主体となって実施した経験がないため、当分の間は国内の諸官庁等が行う公共事業における諸規定を参考にしつつ実施することとした。

② パイロットインフラ整備事業

パイロットインフラ整備事業は昭和54年度に予算措置がなされ、予算成立後その実施方法についての検討が行われた。パイロットインフラ整備は目的、規模については、モデルインフラ整備とは異なるもののその他の点においては殆んど同じであることから、従来のモデルインフラ整備実施要綱にパイロットインフラ整備を含めた内容に改正し、名称もプロジェクト基盤整備実施要綱に改めて制定し、モデルインフラ整備の実施方法を踏襲する予定であった。改正に当たって行われた外務省との協議の過程で外務省から新たに提起された問題は、モデルインフラ整備費及びパイロットインフラ整備費は現地業務費及び現地研究費等のローカルコスト負担とは本質的に異なるものであるため、専門家派遣、機材供与、及び研修員受入れと同じく両整備事業の実施に当っては別途国際約束を締結する必要があるのではないかというものであった。即ち、これまで現地業務費等のローカルコスト負担は日本人専門家の現地業務に係る経費であって、しかも少額であり、件数が少なかったりしたため専門家派遣に関する国際約束で手当されるとの考え方に基づいて、別途に国際約束を締結することなく、JICAの内規に従って処理されてきたが、モデルインフラ整備費及びパイロットインフラ整備費は1件当りの負担額（59年度予算において、モデルインフラ整備費実施実行予算は1件当たり平均22,467千円、同じくパイロットインフラ整備費は61,250千円）となっているためこれを専門家派遣に付随する業務として説明することは困難となっていること、又、事業団法21条（JICAは条約その他の国際約束に基づいて技術協力を行う）の解釈との関係からも両整備事業の実施については別途の国際約束の締結が必要であること、又、同時に討議議事録（R/D）にプロジェクト基盤整備事業実施に関する事項が記載されていない場合にはR/Dの修正を行う必要があるというものであった。これに対して、JICAは、52年度からモデルインフラ整備事業をモデルインフラ整備実施要綱に基づいて実施してきたことと、国際約束の締結及びR/Dの修正には多大の時間がかかり、事業の年度内実施を困難にする恐れのあること、又、専門家派遣に係る経費から支給される専門家に付随する経費であることが主張された。

協議の結果は、モデルインフラ整備費、パイロットインフラ整備費及び中堅技術者養成対策費（普及面に重点を置くプロジェクトの効果的技術移転普及を促進するため54年度に措置された費目）の予算支出に当っては相手国との間で口上書による国際約束が締結されなければならないというものであった。JICAは協議の結果を踏まえて、

モデルインフラ整備実施要綱はパイロットインフラ整備とモデルインフラ整備を含めた内容をもって、昭和54年7月2日付国協達第33号により「プロジェクト基盤整備実施要綱として改正された。またその後、保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業にも本制度が認められ、昭和57年12月14日付国協達第31号により、昭和57年4月1日から適用されている。

(2) 事業の仕組み及び手続の概要

① 事業費（工事費及び工事諸費）

モデルインフラ整備事業：約25,000千円以内

パイロットインフラ整備事業：約60,000千円以内

② 設計・施工管理

設計：JICA本部が派遣する実施設計調査団又は短期専門家が設計業務を行う。

施工管理：JICA本部が派遣する短期派遣の施工管理専門家が施工管理業務を行う。

③ 工事の実施方式

JICA本部の指示により、JICA在外機関長等が当該国の建設業者等と契約して工事を実施する。但し、当該国に適当な建設業者等がない場合には、本部契約により、日本の建設業者が工事を実施する場合もある。

④ 他の事業との組合せ

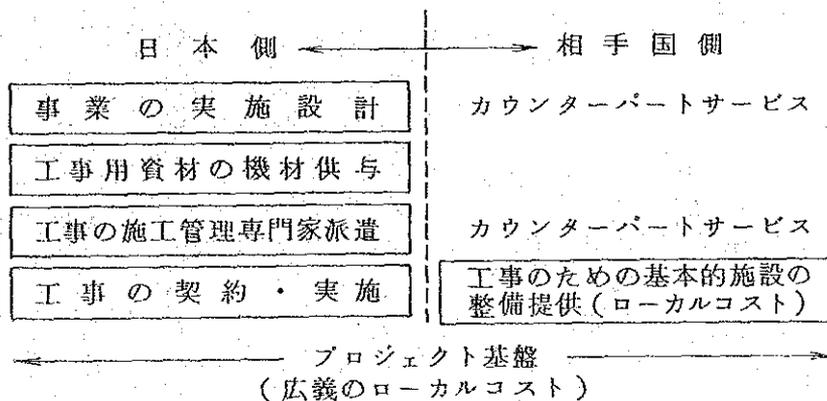
本事業は事業費が(1)に示される様に限られているため、かんがい用ポンプ、パイプ、付帯施設用資機材等の調達を機材供与（現地調達の方が望ましい。）事業により行うと、有効な場合が多い。

⑤ 相手国政府の負担すべき事項

本事業は相手国のローカルコストの一部負担であるので、当然、事業のための土地の提供、基本的な道路、電気施設等の手当、カウンターパートサービス等については、相手国で負担する必要がある。

⑥ 仕組みの模式図

以上を模式的に示すと下図の通りである。



⑦ 事業の実施手続

JICA本部での手続及び担当課	日本側及び相手国側の手続	委細、運用、事業の進め方の関係事項	備考
<p>○ 業務連絡等によるプロジェクトからの事業要望調査 ○ 年間実行計画の外務省協議 (方針決定後プロジェクト)</p>	<p>日本側 → 相手国側</p> <p>プロジェクト専門家 ← 打合せ → カウンタート</p>	<p>「要綱」については(2) 「運用」については(3) 「事業の進め方」については(4)(5)(6)を参照。</p>	<p>○ 事業の要望提出時期はなるべく早い方がよい。 特に年度当初。</p>
<p>○ 業務連絡等によるプロジェクトからの事業要望調査 ○ 年間実行計画の外務省協議 (方針決定後プロジェクト)</p>	<p>プロジェクト専門家 ← 打合せ → カウンタート</p> <p>プロジェクト専門家 ← 協議 → JICA在外機関長経由 JICA本部</p> <p>実施設計調査団又は実施設計専門家 事業内容協議 相手国関係機関</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必要な場合)</p>	<p>プロジェクト専門家 ← 協議 → JICA本部</p> <p>実施設計調査団又は実施設計専門家 事業内容協議 相手国関係機関</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必要な場合)</p>	<p>○ 事業の申請に当たって事業内容等については、実施設計調査結果を本部から送付し、それを参考として行う場合が多い。</p>
<p>○ コンサルタントの選定及び実施設計調査団又は実施設計専門家の派遣手続</p>	<p>プロジェクト専門家 ← 協議 → JICA本部</p> <p>実施設計調査団又は実施設計専門家 事業内容協議 相手国関係機関</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必要な場合)</p>	<p>プロジェクト専門家 ← 協議 → JICA本部</p> <p>実施設計調査団又は実施設計専門家 事業内容協議 相手国関係機関</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必要な場合)</p>	<p>○ 事業の申請に当たって事業内容等については、実施設計調査結果を本部から送付し、それを参考として行う場合が多い。</p>
<p>○ 外務省協議終了後、在外機関長からの事業実施申請書を基に事業費確定</p> <p>○ 施工管理専門家派遣のためのコンサルタント選定と派遣手続</p> <p>○ 口上書交接後、資金送付(示渡又は資金前渡)及び施工管理専門家派遣</p>	<p>プロジェクト専門家 ← 協議 → JICA本部</p> <p>実施設計調査団又は実施設計専門家 事業内容協議 相手国関係機関</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必要な場合)</p>	<p>プロジェクト専門家 ← 協議 → JICA本部</p> <p>実施設計調査団又は実施設計専門家 事業内容協議 相手国関係機関</p> <p>○ R/Dの署名又は追記(必要な場合)</p>	<p>○ 事業の申請に当たって事業内容等については、実施設計調査結果を本部から送付し、それを参考として行う場合が多い。</p>

(2) プロジェクト基盤整備実施要綱

プロジェクト基盤整備実施要綱

(昭和53年2月1日)
(国協達第1号)

改正 昭和54年7月2日国協達第33号 昭和57年12月14日国協達第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が行うプロジェクト基盤整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備とパイロットインフラストラクチャー整備に係る工事費及び工事諸費をいう。

2 モデルインフラストラクチャー整備とは、プロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となる次に掲げるインフラストラクチャーの整備をいう。

- (1) 農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業における試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設
- (2) 保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業における試験浄化槽、試験井戸、試験検査場等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設

3 パイロットインフラストラクチャー整備とは、プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、パイロット的な基盤となる次に掲げるインフラストラクチャーの整備をいう。

- (1) 農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業における改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、圃場、草地、森林、水産増殖、飼育池等の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設
- (2) 保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業における保健衛生技術の地域住民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、ヘルスポスト、検査実験場の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設

(要件)

第3条 モデルインフラストラクチャー整備(以下「モデルインフラ整備」という。)及びパイロットインフラストラクチャー整備(以下「パイロットインフラ整備」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望がある

ものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。

(2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。

(3) モデルインフラ整備の場合にあっては、カウンター・パートの訓練、技術の試験演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められ、パイロットインフラ整備の場合にあっては、地域農民等への改良技術あるいは地域住民等への保健衛生技術の普及及びモデル的生産組織、普及組織の育成等普及活動の拠点となるものであると認められること。

(申請)

第4条 モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業（以下「整備事業」という。）の申請は、海外事務所長（海外事務所が存在しない国にあっては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。）が行うものとする。

2 海外事務所長等は、申請に当たって、当該整備事業に関し、相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。

3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 相手国政府等の要望書
- (2) 経費概算見積書
- (3) 工事設計書
- (4) その他総裁が必要と認める書類

(認定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合はこれを認定し、当該整備事業に係るプロジェクト基盤整備費の額を予算の範囲内で決定し、海外事務所長等に通知するものとする。

(支給及び会計事務処理)

第6条 プロジェクト基盤整備費は、契約担当役又は会計役（「役職員以外の者に会計役を委任する場合の取扱いについて」（昭和52年通達（経）第46号）に基づき会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下「契約担当役等」という。）に示達し、又は資金前渡するものとする。

2 会計役は、プロジェクト基盤整備費の支給を受けた場合は、当該資金に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検査等)

第7条 契約担当役等は、整備事業に係る工事等の実施に当たっては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、

既済部分検査等，検査を実施するものとする。

- 2 総裁は，前項に規定する契約担当役等の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において，委任を受けた専門家は，所管の契約担当役等に随時報告を行い，契約担当役等の指示を受けるものとする。

（役職員等の派遣）

第8条 前条に定めるほか，総裁は必要と認める場合，役職員をして，期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し，契約行為等を行わせしめ，又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理，監督，検査等に当たらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。

（報告）

第9条 契約担当役等は，整備事業が完了した場合は，速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお，総裁は，整備事業の進捗状況に関し，適宜契約担当役等に報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱によりがたい場合，又は特別の事情が発生した場合は，契約担当役等は，総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は，昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月2日国協達第33号）

この達は，昭和54年7月2日から施行する。

附 則（昭和57年12月14日国協達第31号）

この達は，制定の日から施行し，昭和57年4月1日から適用する。

(3) プロジェクト基盤整備実施要綱の運用のあり方について

昭和58年1月25日

関係部長 殿

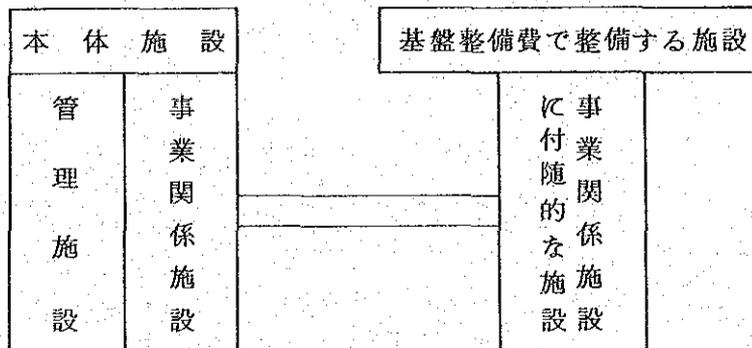
企画部長

プロジェクト基盤整備実施要綱の運用のあり方について（通知）

昭和57年度において人口・家族計画協力費に（目）プロジェクト基盤整備費が認められたことに伴い「プロジェクト基盤整備実施要綱」（昭和53年国協達第1号）の一部改正（昭和57年国協達第31号）を行ったが、今回の改正により本基盤整備費で建物等の施設を建設する場合の本プロジェクト基盤整備実施要綱の運用にあたっては、下記の点につき十分留意ありたい。

記

1. プロジェクト基盤整備費により建物を建設する場合には、原則として一事業あたり5,000万円を越えないものとする。
2. プロジェクト基盤整備費による建物の建設は、技術協力を円滑に進めるために必要な専門家の技術移転活動の技術拠点となる施設又は技術普及に最低限必要な施設であって、プロジェクト目的達成のために本体施設を補完し、より効果的な技術指導、普及活動を促進するための付随的な施設であるものに限定されるものであって、本来、本体施設に含まれるべき次の管理施設は含まないものとする。（下図参照）
 - (1) 事務室（職員の管理、事務の管理等行政事務を扱う施設）
 - (2) 会議室
 - (3) 宿泊施設
 - (4) その他管理施設に附帯する施設



《プロジェクト基盤整備実施要綱の解説》

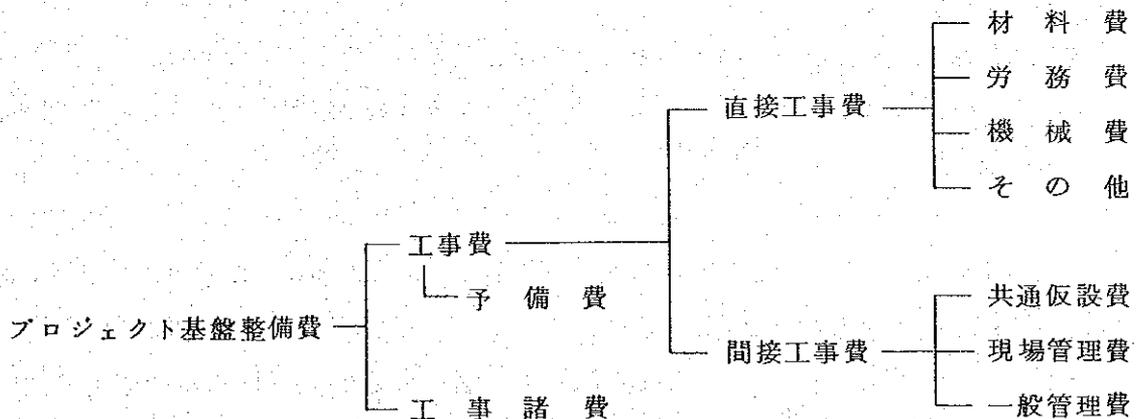
要綱の作成過程において関係者間で意見交換された内容およびこれまでのモデルインフラ整備事業の実施経験を基礎に今後の当該事業の実施に資するため同要綱の解説を付け加えておく。

1. プロジェクト基盤整備費

第2条中、「プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備……工事費及び工事諸費をいう。」とあるように、プロジェクト基盤整備は52年度から実施しているモデルインフラ整備とパイロットインフラ整備の2事業対象としており、プロジェクト基盤整備費は各事業の実施に当って必要とする工事費及び工事諸費から構成されている。

改正前の「モデルインフラ整備実施要綱」においては「…整備に係る費用をいう。」とされ、費用の内容は具体的に示されていなかった。実施中のモデルインフラ整備工事の殆んどがJICAの会計役を発注者とする請負工事であったこと及び54年度から実施予定のパイロットインフラ整備工事も請負工事を前提としていること、JICA事務所長（又は会計役）が工事発注にあたって要する諸経費がこれまで欠如していたこと、又、プロジェクト基盤整備事業を無償協力による工事と明確に区分する必要もあったことから、「工事費及び工事諸費」に改正された。

要綱でいうプロジェクト基盤整備費は、その構成を例示すれば次のとおりである。



要綱でいう工事費とは、請負業者が工事の実施に当って必要とする経費が含まれている。

又、工事諸費はJICA事務所長（JICA事務所の存在しない所にあつては委任された会計役）が工事発注するにあたって必要となる工事設計書、仕様書及び契約書の作成及び施工管理に要する経費であつて、これには(a)備入費、(b)調査費、(c)資料作成費、(d)連絡旅費、(e)謝金、(f)その他（印紙料等）が含まれる。

2. モデルインフラ整備事業の定義

要綱第2条第2項中に「モデルインフラストラクチャー整備とは…モデル的な基盤とな

るインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、浄化槽等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設の整備をいう。」とあり、ここでいう「等」とは旧要綱(案)段階で具体的に「訓練圃場、展示圃場、苗畑、採種圃、演示放牧場、演示林、養魚試験池等」と表現されていたものが、とりまとめ整理の上「等」と一括されたものであり、これらの具体的種目は少なくともモデルインフラ整備事業の対象に含まれていると解釈して差しつかえはない。

また「必要最少限の附帯施設」とは、連絡道路、導水路、堤防、貯水池、取水施設等が含まれているが、ポンプ場上屋等、特に不可欠と認められる場合は、建物も含まれる。

3. パイロットインフラ整備事業の定義

要綱第2条第3項には「パイロットインフラストラクチャー整備とは、…プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであつて、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関する附帯施設の整備をいう。」とある。

モデルインフラ整備事業が試験ほ場等を整備造成し、派遣専門家が改良技術の試験、展示、演示等を通じてカウンターパートの訓練等を行える場を提供するものであるのに対して、パイロットインフラ整備事業は試験ほ場等で適用性の確認された改良技術を地域の農民等への普及及び定着させるための場を整備・造成しようとするものである。従つて整備地区の取り方は、技術の普及、定着を考慮した、ある広がりをもつことが望ましく、例えば村落共同体とか、1つの普及組織とか生産組織等が考えられる。

また「附帯施設」とは前述2モデルインフラ整備事業の定義に示されている考え方によるものとする。

4. 事業の採択要件

要綱第3条要件(1)は「相手国政府又はそれに準ずるものからの要望があるものであつて、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること」とあり、相手国政府のプロジェクト責任者から当整備事業の実施について事前了解及び財政上の事情による事業団への経費負担の要請をその内容に含む要望書(要綱第4条第3項の申請書の添付書類の一部となる)の提出を受けなければならないこととしている。

要件(2)に関しては、モデルインフラ整備事業の場合は、原則としてプロジェクト発足期にパイロットインフラ整備事業の場合は、モデルインフラ整備事業実施後又はプロジェクト発足後本格的協力段階あるいはそれへの移行期に実施することとしている。

要件(3)に関しては、モデルインフラ整備事業の場合は、本格的協力に先がけ、カウンターパートの養成及び訓練の場となり得る施設を日本側によるローカルコストの100%負担(但し、用地買収費等は除く)によつて、整備することを前提としている。パイロット

インフラ整備事業の場合には、日本側によるローカルコストの一部負担及び派遣専門家の技術指導によって普及活動の場となる施設の整備・造成を行うこととしており、実施にあたっては相手国実施機関の積極的な協力を得るものとしている。相手国実施機関の協力内容については、具体的な形ではないが、JICAが所要経費の全額を負担せずに、相手国実施機関も負担をすべきこととしている。

負担率等については特に定めてなく、ケース・バイ・ケースで対処せざるを得ないが、方法としては整備内容、JICA及び相手国実施機関の予算措置状況等によって費用割、工種割、区域割等が考えられるが、工事の実施を困難にするような方式は避けるべきである。

5 事業の申請

要綱第4条第1項において「モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業（以下「整備事業」という。）の申請は、海外事務所長（海外事務所が存在しない国にあっては当該プロジェクトの専門家。……）が行うものとする。」とあるが、ここでいう当該プロジェクトの専門家とは、要綱第6条の会計役に委任される者同一人であることを前提としており、当該専門家の人選等の手続については第6条の解説を参照されたい。

6 事業の認定

総裁は海外所長等から申請のあった事業について申請の内容が第3条の要件(1)~(3)の各号に該当するか否かを審査したうえ事業の認定及び支出予算額を予算の範囲内で決定する。

認定及び決定にあたっては事前に事業担当部は審査結果を踏まえ、実施計画書（案）を作成し、外務省と協議を行う。

事業担当部長は海外事務所長等に対して事業の認定及び予算額を通知するとともに海外事務所長等に代って送金に係る手続きを行う。

7 支給及び会計事務処理

要綱第6条第1項に規定されているように、当該整備費は契約担当役に対し示達又は会計役に対し前渡資金として支給され、契約担当役等によって当該整備事業に係る工事請負契約の締結、監督検査及び契約金額の支払い等が行われることとなっている。

したがって契約担当役等が当該整備事業の執行責任者といえることができる。

派遣専門家に会計役の業務を委任する場合には当該プロジェクト・リーダーと協議するとともに委任予定者の同意を得ることは勿論のこと、当該委任予定者の所属先の意向を斟酌し、慎重に行わなければならないとしている。

特にこの会計役の委任に関しては、要綱作成段階において関係各省及び事業団関係部と協議した際、重要事項として論議した経緯もあり、この点十分留意する必要がある。例えば、専門家の所属先側の意見として「本来、派遣専門家とは技術指導の任を委嘱された者

であり、当然事業団自身が行うべき会計役の任を委嘱されるべき者ではない」との基本的な考え方があることをここで付け加えておく。

8 契約担当役等の業務の一部委任

前項7にて記述した通り、当該整備事業に係る契約担当役等の業務には、示達又は前渡資金の管理、工事請負契約の締結、工事の監督及び検査、並びに契約金額の支払い等があるが、これら契約担当役等の業務の一部についてのみ当該プロジェクト専門家に委任する場合を要綱第7条第2項で規定している。例えば、当該整備事業の施工場所（当該プロジェクト実施地域）が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合であり、かつ、特に総裁が必要と認めた場合については主として当該プロジェクト実施地域で行われる工事の監督及び検査等の業務を当該プロジェクト専門家に委任することができる。

勿論この場合においても、前項7契約担当役等の業務の全部を委任する場合と同様に「会計役の業務の委任を受ける者」の委任に係る手続を行うことになる。

9 役職員の派遣

要綱第8条中の「……総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ……ることができるものとする。」とは、海外事務所が設置されていない国、又は海外事務所が設置されていても、事務所長が不在である場合等で、かつ、他に会計役の業務を委任すべき適当な者が存在しない場合については、事業団は、事業団役職員を当該整備事業の実施期間の全部又は一部期間に限って、会計役として現地に派遣することができる旨、規定されているものであり、特に必要と認められる場合はこのように役職員の派遣により一連の会計役の業務が遂行されるよう規定化されているものの、「期間を限って……、契約行為等を行わしめ」と強調されているように、一般的には契約締結時あるいは完了検査並びに契約金額の支払い時等、必要により一時的に派遣される。

10 契約担当役等の補助者の任命（または委嘱）

要綱第8条中の「専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。」とは、契約担当役（原則として海外事務所長、あるいは、前項7または8によりその業務を当該プロジェクト専門家に委任される場合も含む）が契約担当役等の業務の全てを遂行するのが困難と判断され、かつ、当該プロジェクト専門家に契約担当役等の業務の一部委任あるいは、契約担当役等の業務の補助を期待することができない場合、当該業務の遂行に当り、契約担当役等を補助できる能力を有する専門家（通常、短期専門家）を別途派遣することができる。

具体例としては、会計業務は海外事務所長が行うが、当該プロジェクト専門家には、現地で行われるべき工事の監督及び検査等、施工管理上の経験と技術を要求される業務に対

応できる者がいないとき、施工管理専門家を当該プロジェクトに派遣する場合はこれに該当する。

このように事業団役員以外の者を専門家として派遣する場合は、施工管理等の技術指導に関し、コンサルタント等の間で契約を締結する場合には、その旨契約書に記載する。

他方、当該プロジェクトに業務調整員等、経理事務等の遂行に必要な専門家が派遣されていないため、事業団職員を当該整備事業の実施期間に限って、契約担当役等の補助者（主として経理事務面の補助）として派遣することも考えられ、この場合は総裁の任命により行うこととなる。

「監督職員及び検査職員の任命について」（昭和55年6月17日通達（経）第32号）

(4) 実施手順

要綱等をもとに実施の手順をまとめると以下のとおりとなる。

① 申請書の提出（海外事務所長等→事業団総裁）

海外事務所長等は、申請書作成要領に基づき、申請書の作成を行う。ただし、申請書附属書類として工事設計書、経費概算見積書等を添付することになっており、これらの書類の作成は派遣専門家の協力により行う。

なお、海外事務所が存在しない国にあっては、申請書の提出と同時に会計役の業務の委任申請手続を派遣専門家から事業主管部長に行い、事業主管部長は検討の上、会計役の業務を委任する者に対して、総裁名による委嘱状の交付を行う。

② 申請書の審査及び実施計画書の作成（事業団事業主管部長）

受理した申請書を、要綱等との照合の上、審査し、予算額の範囲内で実施計画書(案)を作成する。

③ 実施協議（事業団→外務省）

実施計画書(案)に基づき、外務省と協議する。

④ 執行承認（外務省→事業団）

外務省は協議結果を事業団に指示する。

⑤ 事業認定（事業団主管部長）

事業主管部長は外務省との協議結果を受けて事業認定を行う。

⑥ 実施方針の通知及び決定額の送金（事業主管部長）

事業主管部長は海外事務所長等に対し、工事内容及び工事金額の通知を行うとともに海外契約担当役及び会計役に代って実行計画書及び前渡資金通知申請書をそれぞれ総裁及び契約担当役に提出する。実行計画書を受けた総裁は海外契約担当役に対し実施計画予算を示達し、一方、前渡資金通知申請書を受けた本部契約担当役は、海外会計役に対

し前渡資金を通知する。

⑦ 工事の実施（契約担当役等）

事業主管部長からの工事内容及び支給額の通知を受けて、契約担当役等は工事請負契約書（案）、工事仕様書、設計図等工事請負契約に必要な書類の作成を、派遣専門家の協力を得て行うとともに、相手国政府機関等と協議の上、契約予定業者の選定を行った上、現場説明、入札、契約予定業者との契約金額等に関する協議を経て、工事請負契約の締結を行い、工事に着手する。

なお、工事の実施に当り、契約担当役等の業務の一部である工事の監督及び検査等の業務を派遣専門家、（別途、短期専門家を派遣する場合も含む）に委託する必要がある場合、契約担当役等は所定の手続を行うこととする。

⑧ 工事の完了及び報告（契約担当役等）

工事請負業者から工事の完了報告を受けると、契約担当役等は速かに当該工事の検査を行い、契約書、仕様書及び設計図等に基づき、工事の出来高を確認の上、工事請負業者に契約金額の支払いを行うとともに、検査調査を作成し、完了報告書と併せて事業団（前者は契約担当役、後者は総裁あて）に提出する。

(5) 国際約束

① 討議議事録（R/D）の追加又は修正

プロジェクト基盤整備事業の実施がR/Dに記載されている場合にはR/Dの追加は不必要であるが、R/D署名時、その実施が明記されていない場合は当該事業の実施に先立って、海外事務所長（海外事務所のない国にあつては当該プロジェクトのリーダー）は相手国実施機関の長又は当該プロジェクトの責任者と協議のうえR/Dの追加又は修正をする。

なお追加又は修正R/D案についてはJICA本部にて関係機関との協議を経て作成することとしている。

② 口上書交換

経緯で述べたごとく、プロジェクト基盤整備事業の実施に先立って、相手国との間で口上書による国際約束の締結が必要である。

口上書の交換は在外公館と相手国外務省との間で行うものであるが、プロジェクト基盤整備事業の実実施計画確定後手続が進められる。JICAが相手国において当該事業の工事を実施するにあたっては口上書の交換が完了していなければならないため、口上書交換に要する期間を勘案して、当該事業の円滑なる実施を図るようこれらの必要手続は前広にすすめておくことが重要である。

(6) ローカルコスト負担事業の進め方について

昭和55年2月1日

農林業計画調査部

農業開発協力部

林業開発協力部

昭和54年11月8日付外務省経済協力局技術協力第2課「ローカルコスト負担事業に係る国際約束について（考え方と今後の対処方針）」に基づき、農林水産業協力に係るローカルコスト負担事業の円滑なる実施を図るため、下記の手順により当該事業をとり進めるものとする。

記

1. 対象となる事業

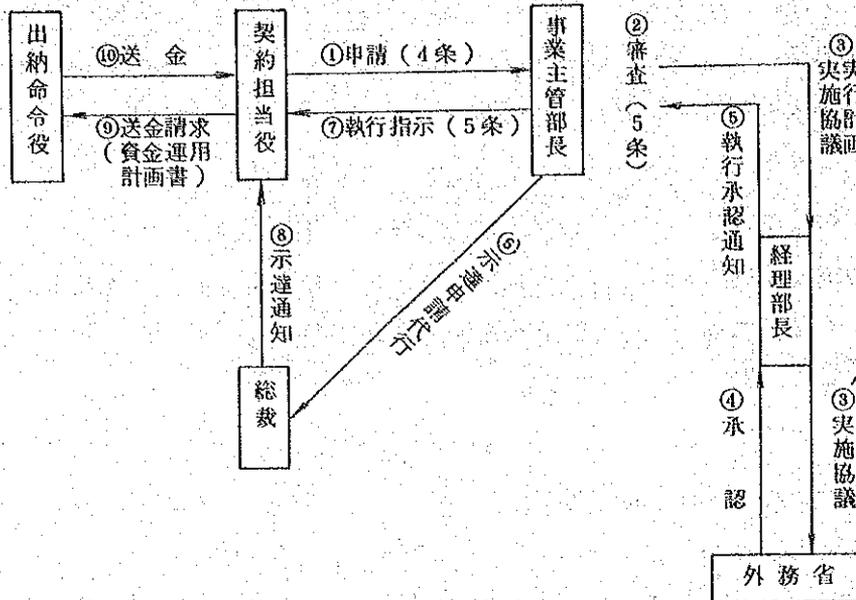
- (1) モデルインフラ整備事業 (2) パイロットインフラ整備事業
(3) 中堅技術者養成協力事業

2. 実施手順

- (1) 外務省及びJICAの当該年度予算又は実施計画が確定した後、外務省は在外公館を通じローカルコスト負担事業の実施について、相手国政府との間で口上書を交換する。
- (2) 当該事業の実施がJICAと相手国実施機関との間の協力R/Dに明示されていない場合には事業の実施に支障を来さぬよう追加的R/Dの作成又は変更措置をとることとする（既に作成されているR/Dで読める場合は本措置は不要）。
- (3) プロジェクト基盤整備実施要綱（最終改正昭和54年7月2日国協達第33号）及び中堅技術者養成協力事業実施要綱（昭和54年5月15日国協達第21号）に基づき海外事務所長（海外事務所長が存在しない国にあつては当該プロジェクト専門家。）は総裁に対してローカルコスト負担事業の申請を行う。申請にあつては申請書(ア)相手国実施機関の要望書 (イ)対象となる事業計画書（工事を内容とするものにあつては工事設計書） (ウ)概算経費見積書及び (エ)その他総裁が必要と認める書類を添付する。

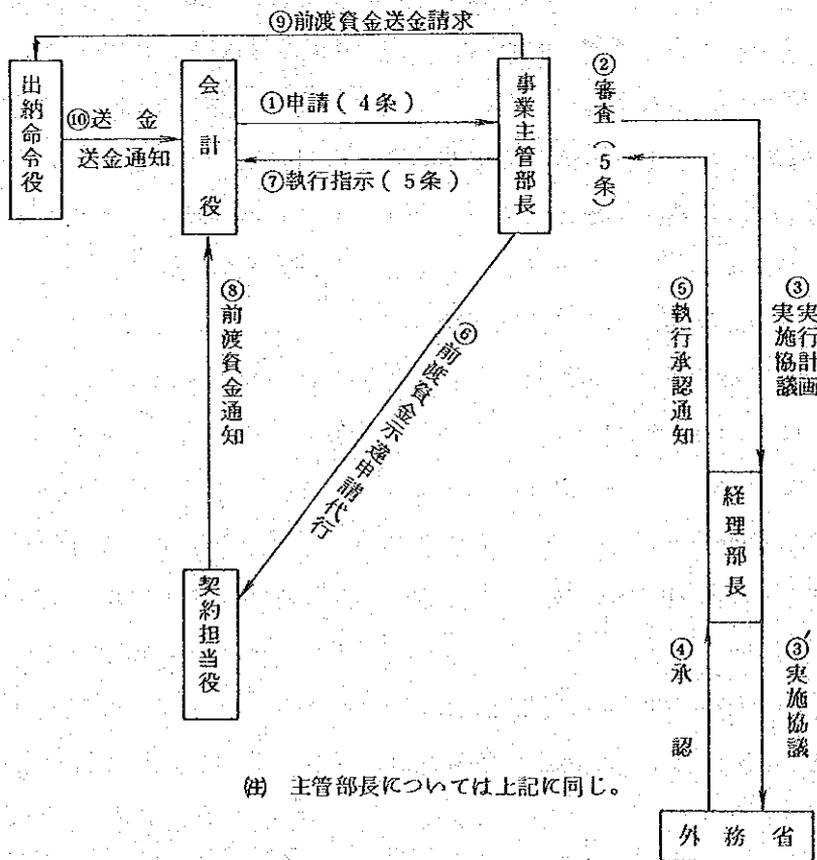
プロジェクト基盤整備費の経理事務フローチャート

海外事務所長が契約担当役の場合



(注) 事業主管部長とは農業プロジェクトにあっては農業開発協力部長，林業及び水産業プロジェクトにあっては林業水産開発協力部長のことである。

海外事務所長等が会計役の場合



(注) 主管部長については上記に同じ。

備 考

- (1) 以上のごとく外務省が在外公館を通じて口上書の交換を行い、従来どおりJICAが実施に関する手続を行う。両者の手続の開始は予算又は実施計画確定後、同時に進められることとなるが、両者は分離された行為であって、並行的に進められるものである。
- (2) 同一国に2件以上の予算が認められた場合でも、1件毎に国際約束が行われる。なお、中堅技術者養成対策費案件のように支出が多年度に亘るものについては、口上書の交換は会計年度毎に当該会計年度の支出について行われる。
- (3) JICAは手続完了後、海外事務所が関係工事の契約主体となって発注又は委託することとなるが、工事の契約にあたっては前以って口上書の交換が完了していなければならない。
- (4) 当該事業について翌債措置を講じたプロジェクトは2か年度に亘って実施することとなるが、工事の契約を前年度に締結している場合は、翌年度に当該工事に関する口上書の交換は行わない。
- (5) 追加的R/Dの作成又は変更措置はJICA本部にて関係機関との協議を経て案を作成する。海外事務所長（海外事務所長が存在しない国にあつては当該プロジェクト専門家。）は追加又は変更R/D案に基づき相手国実施機関と協議のうえR/Dを締結する。
- (6) 上記の措置は昭和54年度事業から適用する。

3. 59年度各事業の実績概要

59年度には、下表のとおり、モデルインフラ整備事業8件、パイロットインフラ整備事業あったが、そのうち59当年度の支出実績は、10件で224,880,952円、翌60年度59年度事業実績となっている。

これらプロジェクト基盤整備事業の概要及び事業実施上の手続として必要な相手国からの

プロジェクト名	工事名	工事内容	実施
(モデル)			
1. インドネシア 南スマトラ森林造成	山火事防火システム 整備工事	防火帯・防火貯水池 監視塔設置 1式	短専派遣 (1)
2. フィリピン ボホール農業開発計画	試験圃場整備工事	ウバイ地区圃場整備 2ha 水源施設 1式	短専派遣 (1)
3. フィリピン パンダバンガン林業開発	集中管理苗畑 造成工事	苗畑等造成 5ha	短専派遣 (1)
4. タイ 東北タイ農業研究	試験圃場整備工事	畑地整備 8ha 野外試験施設 1式	実施設計調査
5. エジプト 米作機械化	モデル除塩用排水施設 整備工事(第一期)	除塩用排水施設工 1式	短専派遣 (2)
6. バラグアイ 家畜繁殖	バレリート種畜牧場 整備工事	バレリート種畜牧場 コラール工等 1式	実施設計調査
7. バラグアイ林業開発 (CEDEFO)	見本林設置・製材 施設整備工事	見本林設置 1.2ha 製材施設整備 3,240㎡	直営
8. フィジー 水産養殖	養魚池整備工事	排水路整備 1式 主要魚種別フェンス設置	短専派遣 (1)
(パイロット)			
9. タイ 沿岸養殖	養魚池造成工事	海水取水工 1式 養魚池造成 500t 3面	実施設計調査
10. バラグアイ 農業開発(CEMA)	訓練実習圃場 造成工事	農地造成 117ha	実施設計調査
合計			

業2件の計10件のプロジェクト基盤整備事業が実施された。計画事業費は302,232千円で

への翌債繰越額支出実績は、77,335,302円となり、計302,216,254円が本事業の

要請書、相手国との口上書交換等は以下の通りである。

設計	外務協議	R/D 追記	施工管理専門家 派遣期間	(計画事業費) 確定事業費	備考
59.11 ~ 59.12	10 / 3	不要	59.11.19 ~ 60.4.12 (5ヶ月間)	(千円) (26,832) 25,396	設計・施工管理一貫実施
59.7 ~ 59.8	5 / 30	不要	59.7.14 ~ 60.1.7 (5ヶ月間)	(21,600) 22,361	設計・施工管理一貫実施
59.12 ~ 59.12	10 / 3	不要	60.1.16 ~ 60.3.22 (4ヶ月間)	(21,300) 27,761	設計・施工管理一貫実施
59.10.24 ~ 59.12.2	12 / 28	要	60.3.11 ~ 60.9.6 (6ヶ月間)	(25,000) 29,292	
59.8.17 ~ 59.9.13	11 / 5	不要	59.12.15 ~ 60.5.16 (5ヶ月間)	(28,000) 26,994	
59.10.19 ~ 59.11.22	12 / 28	不要	60.2.21 ~ 60.8.19 (4ヶ月間)	(24,500) 24,500	
60.1 ~ 60.1	12 / 7	不要	60.1.7 ~ 60.3.30 (3ヶ月間)	(12,500) 12,311	設計・施工管理一貫実施
59.12 ~ 59.12	11 / 5	不要	59.11.15 ~ 60.3.30 (4ヶ月間)	(20,000) 20,000	設計・施工管理一貫実施
59.7.16 ~ 59.8.14	10 / 3	要	59.12.5 ~ 60.5.21 (5ヶ月間)	(62,500) 58,685	
59.6.15 ~ 59.7.29	10 / 3	不要	59.11.2 ~ 60.3.31 (5ヶ月間)	(60,000) 59,917	
				302,232	(千円) 予算 281,436